新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響によりさまざまな困難に直面した人が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、臨時特別給付金の支給を行います。

対象者となる可能性がある世帯には2月7日(月)より順次、確認書または申請書を送付し、申請・受付を行いますので、しばらくお待ちください。

詳細は、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。

【対象者】
①基準日の令和3年12月10日に松原市に住民登録があり、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯
②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、同一の世帯に属する人全員が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯
※①②ともに、世帯員全員が住民税均等割が課税されている人の扶養親族となっている場合は支給対象外となります。

【申請・受付期間】
2月7日(月)～9月30日(金)
【コールセンターの開設】
2月7日(月)～9月30日(金)
【申請・受付場所】
市役所北別館1階　住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請受付窓口
【支給金額】
1世帯につき10万円
【問合せ】福祉総務課、松原市臨時特別給付金コールセンター（☎349－3201）

子育て世帯への臨時特別給付金、子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか

申請は 2月28日(月) まで

申請をしていない人は、申請してください。詳細は、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。
●問合せ　子育て支援課

▲子育て臨時特別給付金について

▲生活支援特別給付金について（左：ひとり親世帯分、右：ひとり親以外の低所得の子育て世帯分）

令和４年松原市消防出初式の動画配信について

1月9日、新春恒例の令和4年松原市消防出初式を新型コロナウイルス感染症対策として、規模を縮小し、無観客で開催しました。

当日の様子の動画を作成しましたので、右記QRコードからご覧ください。
●問合せ　消防本部警防課

▲放水訓練の様子

火災に注意しましょう

一年で一番寒い時期を迎えており、ストーブや電気こたつによる火災が最も多く発生する時期です。

特に、高齢者の死者や負傷者が多くなっており、ストーブや電気こたつを使用する際は、以下の点に十分な注意が必要です。
●問合せ　消防本部予防課

(1) 就寝時、外出時やその場を離れる時は、消火ボタンや電源ボタンで電源を切り、電源プラグをコンセントから抜いておきましょう
(2) 洗濯物の乾燥などには使用しないようにしましょう
(3) スプレー缶やライターなどを近くに置かないようにしましょう
(4) ヒーター部分の手入れをして、ほこりやごみが付着したまま使用しないようにしましょう
(5) 壁や燃えやすいものから離して使用しましょう
(6) 布団や座布団、座椅子をこたつの中に押し込まないようにしましょう

課税課（市民税係）　☎337－3120

確定申告の受け付けが始まります

税の申告は正しく、期間内に

申告期間　2月16日(水)～3月15日(火)

問合せ　市・府民税に関することは課税課
所得税及び復興特別所得税は八尾税務署（☎072－992－1251 自動音声案内）

新型コロナウイルス感染症対策にご協力お願いします

申告会場では、新型コロナウイルス感染症対策のため、ご来庁の際はマスクの着用をお願いします。
また、会場入口で検温と消毒にご協力をお願いします。マスクを着用されていない人、咳・発熱などの症状のある人、体調のすぐれない人は入場をお断りすることがございますのでご了承ください。

市・府民税の申告について

期間　2月16日(水)～3月15日(火)（土曜・日曜・祝日を除く）
休日受付　2月20日・27日(日)いずれも午前9時～午後5時30分
ところ　市役所8階大会議室

●URL（https://logoform.jp/form/LXNX/reiwa4shinkoku）もしくは右記QRコードから事前の来場予約が可能です。
なお、例年通り事前予約なしの来場受付も可能です。
予約受付開始日：2月4日(金)

感染症対策の一環として、可能な限り、郵送での申告をお願いします。添付資料などを同封の上、申告書を送付してください。
・申告受付の初日や午前中は混雑が予想されます。
・筆記用具や計算器具については持参してください。

●申告が必要な人
令和4年1月1日現在、松原市に居住していた人で、次のいずれかに該当する人
・営業、農業、その他の事業を営んでいて所得税及び復興特別所得税の確定申告をしなくてもよい人
・給与所得者で、給与以外の所得が20万円以下の人（所得税及び復興特別所得税の申告は必要ありませんが、市・府民税の申告は必要です）
・公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税及び復興特別所得税の還付申告をしない人
・無収入や非課税所得（遺族年金など）であっても、加入されている健康保険料などの算定や、所得の証明の発行などが必要となる人

●申告に必要なもの
申告には次の書類などが必要となります。
◎所得に関する書類
・源泉徴収票、収入を証明する帳簿、経費支払領収書など
◎控除に関する書類
・各種健康保険料、国民年金保険料、生命保険料、寄附金などの領収書または証明書
・医療費控除の明細書（実費負担額が明記された医療費通知でも代用可能）
◎「マイナンバーカード」もしくは、「通知カード」＋「身元確認書類」
◎委任状と代理人の身元確認書類

市・府民税の申告の詳細は市ホームページをご覧ください。→

八尾税務署からのお知らせ

申告と納税について

所得税及び復興特別所得税・贈与税
●期間　2月16日(水)～3月15日(火)
消費税及び地方消費税（個人事業者）
●期間　3月31日(木)まで
振替納税をご利用の人
●振替日　4月21日(木)（申告所得税及び復興特別所得税）、4月26日(火)（消費税及び地方消費税（個人事業主））

【八尾税務署申告書作成会場について】
令和3年分の八尾税務署の申告書作成会場の開設期間は、2月16日(水)～3月15日(火)（土曜・日曜・祝日を除く）。
相談受付時間は、午前9時～午後4時です。なお、混雑の状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
※申告書作成会場には駐車場がないため、車での来場はご遠慮ください。
※2月20日・27日(日)の2日間に限り、八尾税務署において「申告相談」及び「申告書の受付」を行います。
※会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具などをご持参ください。
スマートフォンを利用した申告書の作成を推進しています。
感染防止の観点からも、ぜひ自宅からe－Taxを利用してください。
マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンでe－Taxが利用可能です。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、イベントなどが中止となる場合もあります。実施の有無については、お問い合わせください。

窓口課　☎337－3111

ぐるりん号を利用される皆さんへ

ぐるりん号に乗車される場合、新型コロナウイルス感染防止対策として、座席に備え付けの「記入用紙」に氏名などの記入をお願いしています。詳細は、ぐるりん号車内に掲示している案内をご覧いただくか、お問い合わせください。安心・安全な運行に、ご理解、ご協力をお願いします。

●**問合せ**　まちづくり推進課

公共施設循環バス（ぐるりん号）に広告を掲載してみませんか

ぐるりん号の車体とバス停に掲載する広告の申し込みを受け付けています。※広告掲載には事前審査があります。

▶掲載場所　ぐるりん号車体の窓ガラス・市役所敷地内に設置しているバス停の掲載面

▶広告掲載期間　1カ月単位

▶掲載料

●バス車体　月額1,500円及び6,000円（広告サイズにより異なります）

●バス停　月額500円

▶申込み　空き状況や申込方法などの詳細については、市ホームページをご覧ください。

▶問合せ　まちづくり推進課

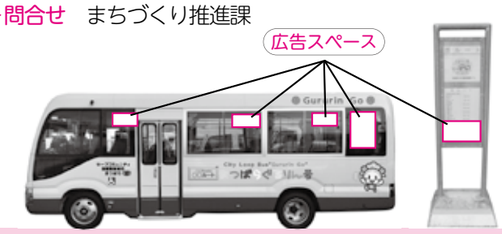

マイナンバーカード発行についてのお知らせ

▶問合せ　窓口課

マイナンバーカードの出張申請を行います

三宅公民館でマイナンバーカードの申請ができます（無料で写真撮影します）。予約制になりますので事前に窓口課へご連絡ください。

●**とき**　2月9日㈬午後2時～4時

●**持ち物**　QRコード付きマイナンバーカード交付申請書、本人確認書類（保険証・運転免許証など）※申請書をお持ちでない場合は、あらかじめ窓口課にご連絡ください。

マイナンバーカードを申請されていない後期高齢者（75歳以上）の皆さんへ マイナンバーカードの申請書が再送付されます

マイナンバーカードをお持ちでない後期高齢者に対して地方公共団体情報システム機構（J－LIS）からマイナンバーカードの申請書が2月中旬以降から順次送付されます。届いた申請書、本人確認書類（保険証・運転免許証など）を持って窓口課にお越しください（無料で写真を撮影します）。

マイナンバー（個人番号）カードの休日交付

●**とき**　2月19日㈯・27日㈰午前9時～正午

住民基本台帳カードはマイナンバーカード交付時に返納が必要です。15歳未満の人のマイナンバーカード交付の場合は、本人及び親権者の両方の来庁が必要となります。

直通電話の記載のない部署・閉庁時は市役所代表　☎334－1550
子ども施設課（管理係）　☎337－3134
いきがい学習課　☎349－3274　窓口課　☎337－3111
環境業務課　☎332－8483　教職員課　☎337－3132
観光・シティプロモーション課　☎337－3129　財産管理課　☎288－4955

令和4年度臨時的任用職員（育児休業代替）募集

職種	募集人数	募集内容
保育士・幼稚園教諭	6人程度	●雇用期間　令和4年4月1日から令和5年3月31日まで ●試験日　2月20日㈰ ●試験方法　小論文、面接 ●申込み　所定の申込書（市ホームページからダウンロード、または人事課で配布）に必要事項を記入し、人事課まで郵送 ●受付期間　2月1日㈫から2月14日㈪必着まで ●問合せ　試験については人事課 業務内容については子ども施設課 ※詳細については、市ホームページ（右記QRコード）をご覧ください。

令和4年度会計年度任用職員（時間額）募集

業務内容	資格	人数	時間	日数	受付期間	選考日	問合せ
図書館業務全般	パソコン操作（Word、Excel）ができる人	2人程度	午前9時30分～午後5時30分	週2～3日程度	2月1日㈫～18日㈮	2月23日㈷	いきがい学習課
マイナンバーカード等交付事務（電話応対あり）	簡単なパソコン操作ができる人	30人程度	午前9時～午後5時30分の間の4時間程度	週4日程度	2月1日㈫～10日㈭	2月17日㈭・18日㈮	窓口課
狂犬病予防集合注射の受付事務補助		1人	午前9時～午後4時45分	週5日（4月1日㈮～22日㈮）	2月1日㈫～10日㈭	2月17日㈭	環境予防課
可燃ごみ、資源ごみ収集及び防疫業務等関連業務		13人程度	午前8時15分～午後4時30分	週5日	2月1日㈫～10日㈭	2月16日㈬・17日㈭	環境業務課
児童生徒への学習支援や学校生活支援(小中学校)		4人	午前8時45分～午後0時30分	週5日	2月7日㈪～21日㈪	2月22日㈫	教職員課
肢体不自由な児童生徒の支援や介助(小中学校)		4人	午前8時30分～午後4時	週5日			
医療的ケア(小中学校)	看護師	1人	午前8時30分～午後4時	週5日			

上記職種以外についても募集しています。詳細は市ホームページをご覧ください。

～これから市がつくる計画に対して～ 皆さんのご意見を お聞かせください

公共施設等総合管理計画（令和4年3月改訂）素案

市民ニーズや費用対効果をふまえ、今後の公共施設のあり方の検討や、長寿命化をはじめとした取り組みの基本方針を定める計画です。

素案の内容など詳細は、市ホームページ、財産管理課、市役所1階情報コーナーで公表しています。

●提出期間　2月1日㈫～3月2日㈬

●提出方法　書面に住所、氏名、年齢、ご意見を記入の上、提出期間内に、財産管理課（土曜・日曜・祝日を除く、市役所開庁時間内）にご持参いただくか、郵送、FAX、Eメールでお寄せください。

※電話、口頭でのご意見や住所、氏名などが明記されていないものは受け付けできませんのでご了承ください。

●問合せ・送付先　〒580－8501　松原市役所総務部財産管理課　FAX（337－3003）、Eメール（kanzai@city.matsubara.osaka.jp）

マッキーグッズ考案ワークショップ参加者募集

松原市公式キャラクターマッキーの新しいグッズを考案するワークショップを開催します。オリジナルのワークシートを用意し、アイデアを考えるコツをレクチャーします。

【時】2月25日㈮①午前10時30分～正午、②午後2時～3時30分

【所】セブンパーク天美1階インフォメーション前レストスペース

【対】16歳以上

【定】各回10人（応募多数の場合は抽選）

【申】2月16日㈬正午までに右記QRコードより申し込みください（電話、FAXなどでは申し込み出来ません）。

【問】観光・シティプロモーション課

未経験者大歓迎！ぜひ参加してなっ！

傾聴ボランティア養成講座を実施しました

令和3年11月4日から12月2日まで全9回の講座を実施し、傾聴の基礎について学習しました。

講座の中では、「子育て」「高齢者」「ゲートキーパー」のテーマ別から見える現状をもとに、ロールプレイを交えながら傾聴の大切さを学びました。

のべ224人の人に受講いただき、とても実りのある講座となりました。

また、今後についてはボランティア登録いただいた人々とともに、地域の見守り活動を展開していく予定です。

【問】人権交流室

笑顔いっぱいの地域をめざそう

▼問合せ　人権交流室

「SCマンスリーまつばら」は、世界基準の安心・安全なまちづくり セーフコミュニティについて知っていただくための連載です。

新型コロナウイルスの感染拡大により、不安や悩み、ストレス、こころとからだの変化を感じている人が増えています。

自殺予防対策委員会では、笑顔いっぱいの地域をめざして、さまざまな活動をおこなっています。

ゲートキーパー養成講座

市では、ゲートキーパー養成講座を実施しています。

ゲートキーパーとは、「命の門番」という意味です。自殺につながるようなサインに気づき、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。

あなたも大切な人を支えるゲートキーパーになってみませんか。

【時】3月9日㈬ 午前10時～正午
【所】松原市役所8階
【講】澤井登志さん（一般社団法人メンタルさぽーたーずLabo）
【定】30人
【保】1歳6カ月～就学前の子ども先着5人、1人につき1回300円
※2月27日㈰までにNPO法人子育て支援ぽけっと（☎268－2182、FAX 284－7733）へ申し込んでください。
【申】【問】電話・FAX（337－3003）で、前日までに人権交流室へ（定員になり次第締切ります）。

～2月2日（水）より演劇公演の整理券を配布します～
「エアードロップ」 劇団 ステージタイガー

心に傷を抱えた若者たちが、ネットのない環境で共同生活を始めることに・・・

劇団ステージタイガーが自殺予防をテーマにお送りするパワフルで温かい、ちょっぴり泣ける演劇を皆さん、ぜひ会場でご覧ください。

【時】3月26日㈯午後2時～（開場午後1時30分）
【所】松原市文化会館（全席自由）
【備】整理券が必要
【申】●整理券配布 2月2日㈬より、●配布場所 人権交流室・人権交流センター（はーとビュー）・文化会館・ゆめニティプラザ・ふるさとぴあプラザ
※定員になり次第終了
【主】松原市
【問】文化会館

▲平成30年度公演「I　CONTACT」より